

医療券の有効期間は？



医療券の有効期間は、**区市町村の担当窓口が申請書類を受理した日から**、

- ①2年を経過した日以降の直近の誕生日の属する月の末日まで
- ②18歳の誕生日の属する月の末日までの**いすれか短い方**となります（医療券に記載されます。）。

なお、有効期間満了後も引き続き助成を希望する方は、更新することができます*。有効期間満了までに（手続きに時間がかかりますのでなるべく1か月前までに）更新の申請をしてください。

*生年月日が平成9年4月2日以降で、有効期間が18歳の誕生日の属する月の末日までの医療券を既にお持ちの方は、更新することができません。

区市町村の担当窓口が申請を受理してから、医療券が届くまでの間に病院や薬局で支払った医療費や、医療券が使えない医療機関で支払った医療費は、後から東京都に請求できます。

申請書類の配布・受付・お問い合わせ先はお住まいの区市町村担当窓口です。

制度に関する情報は、以下のホームページでもご案内しています。

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/
kankyo//kankyo_eisei/taiki/iryouhi/](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo//kankyo_eisei/taiki/iryouhi/)

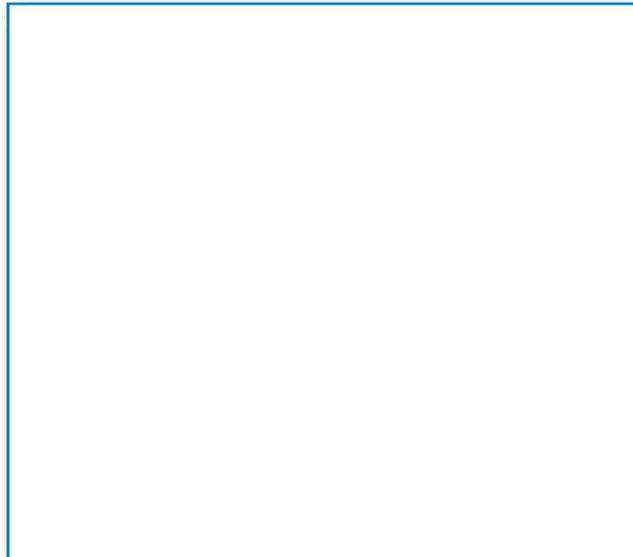
詳細はこちらで

大気汚染医療費助成

検索



PCサイト



東京都大気汚染医療費助成制度

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課

ぜん息患者のみなさまへ

東京都大気汚染
医療費助成制度



東京都



「東京都大気汚染医療費助成制度」とは

東京都では、気管支ぜん息などの疾病にかかられている方に対し、医療費の助成を行っています。申請には一定の要件を満たしている必要があります。



どのような人が申請できるの？



- ①**18歳未満の方**(18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む。)
- ②都内に引き続き1年(3歳未満の方は6か月)以上お住まいの方(住民登録されている方)
- ③現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しづにかかられている方
- ④健康保険等に加入されている方
- ⑤申請日以降喫煙しない方

※①から⑤をすべて満たしていることが必要です。

※18歳以上の方(①に該当しない方)の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。現在認定を受けて医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。



申請手続きはどうすればいいの？



お住まいの区市町村の担当窓口で申請書類の配布、受付を行っています。

まずは、窓口で書類を受け取ってください。

申請すると…

各地域ごとに、申請書類を基に審査を行います。

認定されると、みどり色の医療券が交付されます。この医療券を健康保険証と一緒に医療機関(病院や薬局)の窓口で提示してください。

医療券が使える医療機関は…

都内の医療機関で使えます。また、都外の医療機関であっても東京都と契約していれば、医療券を使うことができます。

かかりの医療機関にご確認ください。

どのような助成が受けられるの？



医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病の治療にかかった医療費のうち、健康保険を適用した後の自己負担額について助成します。

助成の対象とならないもの

- ・医療券に記載されていない疾病的医療費
- ・申請にかかる費用(文書作成料・検査費用)
- ・入院時の食事療養・生活療養標準負担額など

